高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第４号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及びその徴収期間の公告」(以下「料金公告」という。)１．⑷①の料金の額等を適用するインターチェンジ及び期間について、下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年３月24日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

スマートインターチェンジを除き、ＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されているインターチェンジの入口又は出口を通行する場合の料金の額等について

１．⑷①の料金の額等を適用するインターチェンジの入口又は出口	１．⑷①の料金の額等を適用する期間
中央自動車道富士吉田線 上野原インターチェンジの入口及び出口	令和７年３月25日から 料金の徴収期間が満了する日まで
中央自動車道富士吉田線 都留インターチェンジの入口及び出口	令和７年３月25日から 料金の徴収期間が満了する日まで
首都圏中央連絡自動車道 圏央厚木インターチェンジの入口及び出口	令和７年３月26日から 料金の徴収期間が満了する日まで
首都圏中央連絡自動車道 寒川南インターチェンジの入口及び出口	令和７年３月26日から 料金の徴収期間が満了する日まで
中央自動車道西宮線 多治見インターチェンジの入口及び出口	令和７年４月８日から 料金の徴収期間が満了する日まで
中央自動車道西宮線 小牧東インターチェンジの入口及び出口	令和７年４月８日から 料金の徴収期間が満了する日まで
東海環状自動車道 富加関インターチェンジの入口及び出口	令和７年４月８日から 料金の徴収期間が満了する日まで